

監 査 報 告 書

平成 21 年 5 月 14 日

学校法人 駒 澤 学 園
理 事 会 御 中
評 議 員 会 御 中

学校法人 駒 澤 学 園

監 事 来 馬 達 朗

監 事 佐 藤 史 郎

私たち学校法人駒澤学園の監事は、私立学校法第 37 条第 3 項第 3 号の規定に基づく監査を行うため、平成 20 年度（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日）の、学校法人駒澤学園の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会その他の主要な会議に出席するほか理事等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、各学校において業務及び財産の状況を調査しました。また会計監査人と連携を取り、業務及び財産の状況を監査いたしました。

監査の結果、理事の業務の執行に関しては法令及び寄附行為に違反する事実はなく、また平成 20 年度の学校法人駒澤学園の財産の状況は適正なものと認められます。